

I C T活用工事（法面工）実施要領

1 目的

本要領は、大分市が発注する I C T活用工事（法面工）の実施に際して必要な事項を定めたものである。

2 I C T活用工事

(1) 概要

I C T活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T施工技術を全面的に活用する工事である。

(2) I C T活用施工

次の1) 2) 4) 5) の段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用施工という。

- 1) 3次元起工測量
- 2) 3次元設計データ作成
- 3) 該当無し
- 4) 3次元出来形管理等の施工管理
- 5) 3次元データの納品

(3) I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の1)～5) 及び別添－1によるものとする。

1) 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記①～⑧から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T活用工事とする。

また、法面工の関連施工として I C T土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、 I C T活用工事とする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量とした場合は、3次元起工測量に関する費用の変更は行わないものとする。

I C T土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- ①空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ②地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ③TS等光波方式を用いた起工測量
- ④TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ⑤RTK-GNSSを用いた起工測量
- ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ⑧その他の3次元計測技術を用いた起工測量

2) 3次元設計データ作成

(2) 1) で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

3) ICT建設機械による施工

法面工においては該当無し

4) 3次元出来形管理等の施工管理

3) による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

①出来形管理

下記ア)～ク) から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

ア) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

イ) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

ウ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

エ) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

オ) TS等光波方式を用いた出来形管理

カ) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

キ) RTK-GNSSを用いた出来形管理

ク) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

②出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。高さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記①で定める計測技術を用い下記ケ)の出来形管理要領(案)による

ケ) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

③出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

5) 3次元データの納品

4) による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

(4) ICT活用工事の対象

ICT活用工事の対象は、「土木一式工事」、「法面処理工事」を原則とし、下記に該当する工事とする。

1) 対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

① 植生工:(種子散布)

(張芝)

(筋芝)
(市松芝)
(植生シート)
(植生マット)
(植生筋)
(人工張芝)
(植生穴)

植生工：(植生基材吹付)

(客土吹付)

吹付工：(コンクリート吹付)

(モルタル吹付)

吹付法砕工

落石雪害防止工

2) 適用対象外

従来施工において、法面工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用していない工種は、適用対象外とする。

3) 対象規模

I C T活用工事（法面工）の対象規模は1）を条件とし、数量は規定しない。

3 I C T活用工事の実施方法

(1) 発注方式

I C T活用工事の発注は、下記によるものとする。

1) 受注者希望型

発注者が設定した工事とし、その旨を特記仕様書に記載するものとする。

(2) 特記仕様書の記載例

記載例を別添－2（受注者希望型）に示す。

(3) 計画書の提出及び活用の範囲

1) 受注者希望型

受注者は、I C T施工技術の活用を希望する場合、契約後、監督員へ工事打合簿でI C T活用計画書（別添－3）を提出し、受発注者間の協議により、I C T活用工事を実施することができるものとする。

なお、I C T施工技術の活用については、上記2（2）の1）、2）、4）、5）のうち、2）、4）、5）段階については必須とし、1）段階については、受注者の希望により活用の有無を選択できるものとする。（以下、「部分活用」という。）

また、実施する場合、基本的には法面工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

(4) ICT活用工事の実施フロー

別添－4のフローを参考に、ICT活用工事を実施する。

4 工事成績評定における措置

(1) ICT活用工事における評価

ICT活用施工を実施した場合、「創意工夫」において評価するものとする。

なお、上記2(2)1)、2)、4)、5)の全ての段階でICT施工技術を全面的に活用した場合は、3点を加点、部分活用した場合は、2点を加点する。

5 ICT活用工事の導入における留意点

受注者がICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督・検査要領(別添－1【関連要領等一覧】)に基づき、監督・検査を実施するものとする。なお、要領、基準類の改訂や新たに基準類が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めないこととする。

(2) 3次元設計データ等の貸与

1) 3次元起工測量及び3次元設計データ作成

ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については見積り提出を求め、その内容を確認の上、工事費(共通仮設費)にて当該工事に変更計上するものとする。

2) 設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については見積り提出を求め、その内容を確認の上、工事費(共通仮設費)にて当該工事に変更計上するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、発注に際して大分県土木工事標準歩掛(従来施工)に基づく積算を行い、発注するものとするが、受発注者間の協議によりICT活用工事を実施することとなった場合には、大分県土木工事標準歩掛(ICT施工)及び国土交通省ICT活用工事積算要領に基づ

く積算を行い、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(4) 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を積極的に実施するものとする。また、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

6 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（令和7年4月1日）

本要領は、令和7年4月1日以降に起案する工事に適用する。

<添付資料>

別添-1 ICT施工技術と適用工種

別添-2 特記仕様書の記載例（「受注者希望型」ICT活用工事）

別添-3 ICT活用工事（法面工）の計画書

別添-4 ICT活用工事（法面工）の実施フロー

<参照>

国土交通省ホームページ ICT活用工事

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

ICT 施工技術と適用工種

《 表－ 1 ICT 施工技術と適用工種 》

段階	技術名	対象作業	建設機械	監督・検査 施工管理	備考
3次元起工測量／ 3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量／ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	－	①、③、⑪、⑫、⑬	
	地上レーザーสキャナーを用いた起工測量／ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	－	①、④、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術 (土工)	測量 出来形計測	－	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量／出来形管理 技術(土工)	測量 出来形計測	－	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量／出来形管理技術 (土工)	測量 出来形計測	－	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工 測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	－	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工 測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	－	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	②、⑤	
【関連要領等一覧】	①3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編				
	②3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編				
	③空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)				
	④地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)				
	⑤3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・要領(案)				
	⑥TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)				
	⑦TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)				
	⑧RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)				
	⑨無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)				
	⑩地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)				
	⑪無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領				
	⑫公共測量におけるUAV の使用に関する安全基準 - 国土地理院				
	⑬UAVを用いた公共測量マニュアル(案)- 国土地理院				
	⑭地上レーザーสキャナを用いた公共測量マニュアル(案)- 国土地理院				

特記仕様書の記載例（「受注者希望型」ICT活用工事）

第〇〇条 ICT活用工事について

1 ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

なお、ICT活用工事の実施にあたっては、大分市が定める「ICT活用工事実施要領（以下、実施要領）」により実施することとする。

＜実施要領に定めのある工種＞

土工、作業土工（床堀）、土工 1,000 m ³ 未満、小規模土工、舗装工、舗装工（修繕工）、付帯構造物設置工、地盤改良工、法面工
--

2 ICT機器類

ICT施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

3 出来形数量の算出

土木工事施工管理基準及び規格値に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

4 調査への協力

受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし調査の実施及び調査表については、別途指示するものとする。

5 その他

本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第〇〇条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とし、「大分県土木工事標準歩掛」及び「国土交通省ICT活用工事積算要領」に基づき費用を計上することとする。
- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

ICT活用計画書（法面工）

工事名				
【内 容】				
チェック欄	ICT活用段階	作業内容	採用する技術番号	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/>	①3次元起工測量			1. 空中写真測量（無人航空機） 2. レーザースキャナー 3. TS等光波方式 4. TS（ノンプリズム方式） 5. RTK-GNSS 6. 無人航空機搭載型レーザースキャナー 7. 地上移動体搭載型レーザースキャナー 8. その他3次元計測技術
<input type="checkbox"/>	②3次元設計データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない		
<input type="checkbox"/>	③ICT建設機械による施工			
<input type="checkbox"/>	④3次元出来形管理等の施工管理	出来形管理		1. 空中写真測量（無人航空機） 2. レーザースキャナー 3. TS等光波方式 4. TS（ノンプリズム方式） 5. RTK-GNSS 6. 無人航空機搭載型レーザースキャナー 7. 地上移動体搭載型レーザースキャナー 8. その他3次元計測技術
<input type="checkbox"/>	⑤3次元データの納品			

（注）「受注者希望型」は、ICTを活用する施工プロセスにチェック（■、✓など）を付けること。（②、④、⑤は必須）

ICT活用工事（法面工）の実施フロー

